

会 議 録

□全部記録 ■要点記録

1 会議名	第3回 姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画策定会議
2 開催日時	令和3年11月18日(水曜日) 10時00分～11時30分
3 開催場所	姫路市総合福祉会館 5階 第2会議室
4 出席者又は欠席者名	委員 高田座長、大森副座長、白井委員、大幸委員、高橋委員、 紺谷委員、川原委員、稲葉委員、東委員、小久保委員 欠席 瓦井委員 事務局 健康福祉局長ほか7名
5 傍聴の可否及び傍聴人数	傍聴可、傍聴人0名
6 議題	姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画(第3期)中間とりまとめ(案) について
7 会議の全部内容又は進行記録	詳細については別紙参照

事務局	<p>1 開会 (10:00)</p>
	<p>2 挨拶</p>
	<p>3 議事</p>
	<p>姫路市DV対策基本計画(第3期)中間とりまとめ(案)について</p>
	<p>(資料1から資料3に基づき説明)</p>
	<p>【質疑応答】</p>
A 委員	<p>基本計画のなかに、「調査・研究する」という言葉が何度か出てくるが、「調査・研究する」とはどのように理解するのか。</p>
事務局	<p>他都市の事例を調査・研究するなどの項目があったと思うが、他都市がどのように事業を実施しているかを調査し、市で事業化できるかどうかを研究し、導入が可能であれば、取り入れるように調整していきたい。</p>
A 委員	<p>気になるのは、文言どおり「調査・研究」で終わること。調査・研究し、事業化を検討するというところまで含むということでもいいのか。</p>
事務局	<p>計画の期間もあるので、検討して、導入までたどり着くかという問題もある。可能であれば取り入れていきたい。</p>
A 委員	<p>それでは、「調査・研究のうえ、検討し取り組んでいく。」とはできないのか。</p>
事務局	<p>計画には期間があるので、早々に対応可能であれば導入も検討するが、実施までに時間が必要であれば難しいものもあり、施策によっては、調査・検討で終わるものもある。</p>
A 委員	<p>どこまでを、調査・研究とするのか。他都市の事業については、市町や県内のDV対策会議などを通じて、他市町がどのような事業しているのか聞けば、すぐにわかることである。「調査・研究」のイメージが違うのかもしれないが、他市町にどうしているか聞けば、だいたいのはわかるので、5年間の計画期間がありながら、調査研究で終わるのかと思った。調査・研究なら2か月で済むと考えるので、調査・研究という使い方に疑問が残る。</p>
事務局	<p>市では「調査・研究」という言葉はよく使う。懸念されているような調査で終わるのではなく、検討へのスタートと捉えている。実際は、現状把握、他都市の状況の調査にとりかかるという意味で、「調査・研究」という使い方をしており、そこで終わるという意味ではない。</p>
A 委員	<p>もう少しわかりやすい文言はないかと感じる。</p>
	<p>「調査・研究」だけで終わるように読めるので、市民が読んでもわかるような表現を検討してほしい。</p>
事務局	<p>指摘を踏まえて、表現を考える。</p>

B 委員	資料 P21【施策②】安全な移送の実施で、一時保護に際して、どこが交通費を助成するのか。
事務局	保健福祉政策課で、交通費を準備しておき、必要な場合に助成する。
B 委員	タクシーを利用する場合、タクシー会社と協定は結んでいるのか。
事務局	これまでタクシーを利用した実績はない。協定は結ばずに、個別にタクシーを利用することを想定している。
B 委員	タクシーを利用するとなれば、かなりの金額がかかると思うが、全額助成するのか。
事務局	全額助成することを想定している。
A 委員	現金を持っていない方だけを対象に助成するのか。
事務局	持ってない方だけを対象にすることとしている。
B 委員	規程はあるのか。
事務局	行先は決まっており、タクシー代もある程度見込めるので、規程は設けていない。
A 委員	年間の移送者数は何人か。
事務局	今年度は3回移送している。交通費の助成は行っていない。
A 委員	被害者の状況に応じてタクシーを利用するのか。
事務局	小さな子どもがいる場合を想定している。なお、一時保護になりそうな方については、GPSで追跡されないように、事務所に来る前にスマートフォンの電源を切ってもらう。
A 委員	今は、GPSだけでなく、学生の間ではゼンリーを使っている。自分がどこにいるかを知らせるためのアプリである。
B 委員	タクシーなどと記載しているが、「など」は何を想定しているのか。
事務局	公用車のことである。
B 委員	タクシーなどとせずに、自動車が良いのではないかと。また、この文面を見ていると、お金のない人が支援を求めるのに躊躇するのではないかと考える。お金がないから、一時保護所に行けないということにもなりかねないので、わかるように情報発信をしていくべきだと感じた。 タクシーの協定については、危機管理室に協定があるので、そのような協定があってもいいのではないかと感じた。
G 委員	一時保護に関する規程の内容は分からないが、できれば、一時保護所に行く場合は、公用車で移送するのが良いのではないかと。公用車で行く規程があれば、被害

	<p>者は安心して一時保護所まで行けるのではないかと思う。 一時保護のような緊急性が高い場合は、公用車を利用するとしておけば、金銭の話は出てこないと思う。</p>
A 委員	<p>一時保護所は秘匿されている。アメリカでは、タクシーの運転手にDV研修を受講する義務がある。車中で、色々な話を聞いても、守秘義務がある。病院であれば、医師だけでなく、病院で働く者全員にDV研修を行っている。 秘匿している場所に行くので、タクシーの利用方法については、検討してもらっても良いと考える。</p>
事務局	<p>公用車の利用については、検討していく。</p>
J 委員	<p>資料 P18【施策③】DV相談案内カードの活用で、DV相談案内カードを商業施設に設置し、イベントでも配るとしている。啓発は大事だと思う。DVセンターの作成したパンフレットを見たが、要点が書かれ、よくまとまった資料であると思う。市民に幅広く知ってもらうには、商業施設での配置もいいが、被害者が持って帰りにくいと考える。広報と一緒に挟み込んで配ることはできないのか。各家庭に配るのはよいことだと考える。広報は、市政に関心がある方しか読まないという感じがするので、目立つように別冊での配布を検討してみてはどうか。</p>
事務局	<p>別刷りで、DV相談案内カードを入れるのは、費用の面でも難しい。11月は女性に対する暴力をなくす運動期間でもあり、広報に記事を載せ、周知していくことはできると思うので検討していく。</p>
E 委員	<p>資料 P16【施策④】こども家庭センター（児童相談所）との連携で、こども家庭センターとの連携を一層強化するとなっている。現時点で、どのような連携をしているのか。また、新規施策となっているが、これからどのように連携していくのか聞きたい。</p>
事務局	<p>こども家庭センターとの連携については、こども家庭総合支援室を通じて連携している。DV防止法にこども家庭センターとの連携が盛り込まれたので、こども家庭センターとの連携ができるように基本計画に新規施策として入れた。</p>
A 委員	<p>具体的な目標やイメージを聞きたい。新規施策として単に入れてではなく、イメージすることがあれば聞きたい。婦人相談員からは何かあるか。</p>
事務局	<p>まず、相談電話のなかで、子どもがいることが分かれば、面談になった場合、こども支援課の母子父子自立支援員にも同席をお願いしている。また、児童虐待が疑われる場合は、相談者の了承が必要となるが、こども家庭総合支援室にも繋いでいる。そこで、一時保護になれば、こども家庭総合支援室を通して、こども家庭センターに繋いでもらっているのが現状である。直接、こども家庭センターに繋ぐことは稀である。</p>
A 委員	<p>それを強化する具体的などころは何なのか。例えば、子どもがいる場合、DVがあることについて、被害者本人は子どもに知られていないと思っていても、子どもが知っている場合もある。こども支援課やこども家庭総合支援室というのではなく、姫路市の担当がどう連携していくのかだと考える。</p>
事務局	<p>子どもがいれば、婦人相談員とともに母子父子自立支援員も担当するので、子ど</p>

	<p>もに関することは、こども支援課からこども家庭総合支援室に繋いでもらっている。明らかに児童虐待があれば、DVセンターからこども家庭総合支援室に連絡し、同席してもらう。</p> <p>面談の中で、子どもがDVを見ていないかは確認している。見ていないとか、子どもが寝てからの話であるといわれれば、面前DVとしては、すぐに連絡していない。</p>
G 委員	<p>児童虐待に隠れたDVや、DVに隠れた児童虐待などもあると思う。一時保護の子どもがいれば、こども家庭センターと市が連携をとり、隠れたDVがないのかの検討会を定期的には出来ないのか。定期的な開催ができれば、密に連携ができて良いことだと思う。要対協のなかで対応しているなら、こども家庭センターも絡んでくると思うが、市の情報共有の会議をできたらと思う。現状は、出来なくても実施してもらいたい。</p>
事務局	<p>児童虐待の情報がこども家庭総合支援室に入れば、必ずこども家庭センターに繋いでいる。情報が入った時点で、子どもの状況について小学校や保育所などに可能な限り聴いて情報を把握している。それをこども家庭センターに伝え、情報共有している。</p>
G 委員	<p>連携は充分できているということか。</p>
事務局	<p>出来ている。</p>
A 委員	<p>G委員が言われているのは、教育機関との連携だけでなく、DV担当者とも連携すべきではないかということ。DV担当者はDVがあるのではないかというアンテナに引っかかる。教育機関との連携だけでなく、DV担当者も入れたい方が良いのではないかとされている。DVを発見するチャンスとして何らかの会議をすれば、もう少し幅広く、連携強化できるのではないかという提案だと思う。児童虐待の担当者は児童虐待のことをずっと思っているが、DV担当者からすれば、そこにDVが隠れていることがわかる。児童虐待の担当者では、気づかないこともあるので、様々な担当が連携することで多様な視点で見ることができ、課題も見ることがある。児童虐待のなかにDVが隠れていないか、専門家にも聴いてもらうことで早期発見に繋がるということにもなる。</p>
事務局	<p>運用面について、踏み込んだご提案を頂いたと思う。広報の話とともに、運用面の取組として、具体的に今後考えていきたいと思う。</p> <p>基本計画の文面としては、「連携を一層強化し、被害者保護に取り組みます。」という記載にさせていただいている。</p>
A 委員	<p>新規施策なので、何が新規であるかをわかるようにしていただきたい。</p>
事務局	<p>具体的なところまで、記載できるかわからないが、検討していく。</p> <p>また、資料 P21【施策②】安全な移送の実施については、身の危険を想定しての自動車の移送なので、タクシーなどの具体的内容ではなくて、自動車による移送と修正する。</p>
C 委員	<p>各民生委員は、担当地区を持ち、その地区の各家庭を回っているので、DV相談案内カードなどを配布できるとも考えられるが、どうか。</p>

事務局	先ほどいただいた広報と一緒に配布する意見と共通することであるが、できるだけ広報はしていきたいので検討していきたい。
I 委員	資料 P15【施策③】教職員等に対する啓発の推進で、予防教育の実施が期待されているとなっているが、小学校の観点では、予防教育より早期発見の役割の方が大事かと思う。中学校や高校が入ると予防教育も必要だが、小学校もあるので予防教育の後に早期発見を入れた方が良いと思う。
事務局	追記を検討したい。
K 委員	資料 P24（3）就労・就学に向けた支援の充実【施策①】ひとり親家庭就労支援事業等の活用で、DVを受けた人は社会に出ていくことが、気持ちの面で難しく、就労先の理解が必要となるが、DV被害に理解があり、被害者を受け入れてくれる企業があれば聞きたい。
事務局	就労支援について、一時保護の場合、母子父子自立支援員がハローワークに同行し、一緒に仕事を探している。一時保護となれば、市外で就労先を探すこととなり、状況に応じて、住み込みとか、子どもがいれば勤務時間の短い企業を探さないといけない。DV被害に理解のある企業を探すのはなかなか難しい。一時保護されたからといって、金銭的支援があるわけではなく、自立してもらわないといけない。その人の状況に合わせた就労先を探すのが第一である。
G 委員	就労支援に関して、こども支援課で就労支援を受けていても、生活保護を受給するようになると、生活援護室の就労担当者に変更になると聞いているが、これまで面識があるこども支援課の担当者がそのまま寄り添って支援できないのか。
事務局	こども支援課では、母子父子就労支援員が2名おり就労支援している。担当としては、生活保護では生活援護室の就労支援員となるが、これまでの流れもあるので、ひとり親の手当の対象者については、母子父子就労支援員も一緒に担当している。
A 委員	ワンストップサービスについて記載されているので、担当課は違うが、全体で支援することがワンストップサービスの1つである。
D 委員	資料 P25【施策②】子どもの心のケアに関する支援に出てくる民間支援団体とはどのような団体を想定しているのか。
事務局	姫路市にはDVを支援している民間支援団体はないため、市外にある認定NPO法人女性と子ども支援センターウイメンズネット・こうべや認定NPO法人フェミニズムカウンセリング神戸などDVや女性支援の分野に特化して活動している団体との連携について、調査・研究していく。
A 委員	行政や学校の関与が難しい子どものケアについては、ウイメンズネット・こうべがしっかりと活動している。また、こども食堂に来る子どものなかにも、児童虐待などを受けている子どもはいると思う。こども食堂のように学校に行くのが難しい子どもでも集まれるようなところがあるという視点から見えていくことも考えないといけない。
H 委員	情報提供として、資料 P21【施策③】被害者に対する安全確保の助言だが、警察

	<p>では多くの相談を受けており、一時保護に至らないが、夫婦間で、居所を変えて、生活の安全確保をする方もおられる。そのような場合は、A 委員が言われた居場所のわかるアプリやインスタグラムについて説明しておく必要がある。モザイクアプローチという言葉があるが、インスタグラムやツイッターに掲載した断片情報を拾って、相手方の居場所や子どもの新たな転校先を知ることがある。また、電子マネーを夫と共通で利用することで店舗から居場所がわかるということもある。分離措置に当たっては、細部にわたって助言しているので、市においても、そのあたりを複眼的に見て安全確保について連携していきたい。なお、資料 P21【施策④】警察との緊密な連携のなかで、夜間・休日の相談や一時保護の対応について明記があるが、一時保護対応は、女性家庭センターの一時保護所と考えてよいか。</p>
事務局	<p>女性家庭センターの一時保護所である。一時保護ではわかりにくいので、文言を改める。</p>
G 委員	<p>被害者のサポートだけでなく、加害者の更生についてのどう考えるのか。</p>
事務局	<p>国でも加害者プログラムを研究しているので、国の研究結果を見て対応していきたい。</p>
G 委員	<p>精神的な面で病んでいる方もいると思うので、精神保健福祉に対するサポートをすることで更生することも考えられる。研究してもらいたいと思う。</p>
A 委員	<p>加害者の更生は、難しいと思うが、アメリカでは加害者更生プログラムを取り入れている。</p> <p>皆様から様々な意見をいただいた。SNSの安全な利用については、追いかけてこなるが、市民が安全に生活できるようにしてほしいと思う。事務局は委員の皆様からいただいた意見について検討いただきたいと思う。</p> <p>終了（11：30）</p>